

## ○ 工事实績情報サービス（CORINS）への登録について

北海道が発注する建設工事については、1契約あたりの請負代金の額が500万円（消費税及び地方消費税相当額を含みます）以上の工事が工事实績情報サービスへの登録対象となっています。

工事受注者は受注契約・変更契約・技術者の配置変更・竣工など、その都度遅滞なく「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センターに工事实績データの登録申請をおこなってください。登録申請後は（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを工事監督員に提出してください。

また、工事实績情報サービスにつきましては（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のホームページ <http://www.jacic.or.jp/> をご覧ください。

## ○ CORINS登録における「工事契約コード」について

1. 「10. 工事契約コード」は全角30カラム記入できますが、北海道発注工事については、左から13カラムを使用してください。
2. 各カラムの入力は次によってください。
  - ①：年号コード  
西暦の下2桁（2019年の場合「19」）を入力。
  - ②：執行機関コード  
空知総合振興局産業振興部調整課発注工事については、次のコードを入力してください。  
「554100」
  - ③：工事番号  
工事番号を入力してください。
  - ④：工事番号枝番  
工事番号に枝番がある場合、当該枝番を入力してください。  
枝番がない場合には「0」を必ず入力

※入力例 平成31年度（西暦2019年）空知総合振興局産業振興部調整課発注工事で、工事番号が「1001」の場合

1	9	5	5	4	1	0	0	1	0	0	1	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

①

②

③

④